

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 11 | 市営住宅の管理事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、市営住宅の管理事務に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、パスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡捜査のため使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和5年11月13日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 市営住宅入居者の管理 |
| ②事務の概要 | 公営住宅法、住宅地区改良法、松山市営住宅管理条例等の規定に基づき、公営住宅及び改良住宅の管理について以下の事務を行う。 ①入居者世帯員状況の管理 ②所得状況の管理 ③家賃と納付状況の管理 |
| ③システムの名称 | 市営住宅管理システム、統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 入居者情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一(19の項、35の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(31の項、54の項) 番号表別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条、第28条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 松山市 都市整備部 住宅課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6866) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 松山市都市整備部住宅課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6498) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------|--|---|------|-----------|
| 平成28年8月26日 | I 5 ①所属長 | 課長 岡本 泰 | 課長 伊賀上 幸徳 | 事後 | 人事異動に伴う変更 |
| 平成28年8月26日 | I7 請求先 | 行政情報課 | 文書法制課 | 事後 | 人事異動に伴う変更 |
| 平成28年8月26日 | II 1 対象人数 | 平成26年10月1日 時点 | 平成27年10月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | II 2 取扱者数 | 平成26年10月1日 時点 | 平成27年10月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成29年9月6日 | I 3 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一(19の項、35の項) 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一(19の項、35の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | 事後 | 法令上の根拠を追加 |
| 平成29年9月6日 | I 4 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(31の項、54の項) | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(31の項、54の項) 番号表別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条、第28条 | 事後 | 法令上の根拠を追加 |
| 平成29年9月6日 | I 5 ①所属長 | 課長 伊賀上 幸徳 | 課長 西村 秀典 | 事後 | 人事異動に伴う変更 |
| 平成29年9月6日 | II 1 対象人数 | 平成27年10月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成29年9月6日 | II 2 取扱者数 | 平成27年10月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成31年2月14日 | II 1 対象人数 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成31年2月14日 | II 2 取扱者数 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和2年3月19日 | II 1 対象人数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和2年3月19日 | II 2 取扱者数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和3年1月29日 | II 1 対象人数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和3年1月29日 | II 2 取扱者数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和3年11月11日 | II 1 対象人数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和3年11月11日 | II 2 取扱者数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和4年11月11日 | II 1 対象人数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和4年11月11日 | II 2 取扱者数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| R5.11.13 | II 1 対象人数 | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| R5.11.13 | II 2 取扱者数 | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | 見直しに伴う修正 |